

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ジャパンディスプレイ		コード	6740
提出日	2026/5/28	異動(予定)日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	・2026年6月24日開催予定の当社株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。 ・独立役員である辻村隆俊氏が、2026年6月24日付で社外取締役を退任することにもない、新たに北原洋明氏を独立役員として指定するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	小関 珠音	社外取締役	○														○		有
2	伊藤 志保	社外取締役	○														○		有
3	北原 洋明	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	小関珠音氏は、大阪公立大学大学院教授及び山形大学客員教授として、イノベーション、ビジネスモデル、大学発ベンチャー、クリエイティブティ等をテーマとして研究を行っており、企業提携及び市場創造について有機EL分野における事例を研究した書籍執筆経験を有しております。同時に複数のベンチャー企業の創業及び経営に携わり、経営に関する高度な専門知識と豊富な経営経験を有しております。さらに、金融機関での投融資の実務経験から、財務・経理・投資についても見識を有しております。2020年8月より、当社独立社外取締役、指名委員会委員、報酬委員会委員として、取締役会及びこれらの委員会に出席して積極的に意見を述べていただき、経営を監督するとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を行っており、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、ファイナンス及びリスク管理をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことが期待され、社外取締役として適任であると判断しております。 同氏については上記2. a.からのいずれにも該当せず、また、当社コーポレートガバナンス基本方針に定める独立性判断基準(4. 補足説明参照)も踏まえ、独立役員としての要件を十分に満たしていると判断しております。
2	該当なし	伊藤志保氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、日本の大手監査法人において公認会計士として長年にわたり企業の会社法・金商法監査や内部統制評価等に携わってこられており、その幅広い経験と高い知見から、日本公認会計士協会業種別委員会の複数の委員を歴任されております。2022年6月より、当社独立社外取締役、監査委員会委員として、取締役会及び同委員会に出席して積極的に意見を述べていただき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営を監督いただくとともに、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を行っており、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、リスク管理やガバナンスの強化をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことが期待され、社外取締役として適任であると判断しております。 同氏については上記2. a.からのいずれにも該当せず、また、当社コーポレートガバナンス基本方針に定める独立性判断基準(4. 補足説明参照)も踏まえ、独立役員としての要件を十分に満たしていると判断しております。
3	該当なし	北原洋明氏は、大手電子機器製造会社において技術者として半導体・液晶ディスプレイの技術、装置、ビジネスに関する豊富な経験を有し、FPD産業に極めて深い見識を有しております。また、その幅広い経験からFPDビジネス、エネルギーデバイスビジネスに関する情報発信、ビジネス参入支援、新規プロセス・装置等の立ち上げプロジェクト支援に尽力しております。これらの専門知識及び経験により、独立社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、リスク管理や経営管理統制の充実をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことが期待され、社外取締役として適任であると判断しております。 同氏については上記2. a.からのいずれにも該当せず、また、当社コーポレートガバナンス基本方針に定める独立性判断基準(4. 補足説明参照)も踏まえ、独立役員としての要件を十分に満たしていると判断しております。

4. 補足説明

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、社外取締役の独立性の判断基準について、次のとおり定めています。 当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者(具体的には次の要件に該当しない者)を、独立社外取締役として選定する。 a. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 b. 当社の主要な取引先又はその業務執行者 c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 d. 最近において上記のa.、b又はcの何れかに該当していた者 e. 次の(i)から(iv)までの何れかに掲げる者の2親等内の親族 (i) aから前dまでに掲げる者 (ii) 当社の子会社の業務執行者 (iii) 当社の子会社の業務執行者でない取締役 (iv) 最近において(ii)～(iii)又は当社の業務執行者に該当していた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f. g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。